

25長寿第63604号
平成26年3月28日

社会福祉施設等設置者 殿

香川県健康福祉部長

「香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第52号）」の一部改正について

「香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第52号）」（以下「条例」という。）については、別添新旧対照表のとおり一部改正され、平成26年4月1日から施行されます。その運用に当たっては、次のことに留意し、適切に対応してください。

記

1 条例基準についての運用

条例で定める基準に、介護保険法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援の事業及び同法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援の事業（以下「居宅介護支援等の事業」という。）に関する基準を追加した。

居宅介護支援等の事業の基準については、条例第3条の規定により、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」を基準としており、その内容には当該基準の運用のために厚生省及び厚生労働省等から発出された通知文書等において示されている内容をそれぞれの基準の解釈等とするものであるため、これを踏まえて、適正な事業運営をすること。

2 本県独自基準についての運用

居宅介護支援等の事業に関し、条例において本県独自に設定した基準については、上記1のほか、運用上の留意事項を別紙のとおり定めたため、別紙の留意事項を十分確認の上、適正な事業運営をすること。

(別紙)

1 非常災害対策に関する具体的な計画の概要の揭示 (条例第4条)

非常災害対策に関する具体的な計画を作成し、利用者等の安全確保及び周知徹底を図り、非常災害時に円滑な活動ができるようにするため、その計画の概要を事業所内に掲示することを義務付けたものであること。

2 非常災害時の連絡協力体制の整備 (条例第5条)

非常災害時に利用者等の安全の確保を図るためには、近隣住民や消防団、他の社会福祉施設等との日常の連携を密にするとともに、緊急時の応援、協力体制を確保することが重要であるため、連携協力体制を整備するよう努めなければならないものであること。

3 研修の実施及び研修機会の確保 (条例第6条)

現行基準において、研修の機会の確保に関する規定があるが、職員の資質向上を図るため、計画的な人材育成の仕組みを義務付けたものであること。

4 記録の整備等 (条例別表第2)

保存期間について、現行基準では2年であるが、公法上の債権として地方自治法第236条第1項の規定などを踏まえ、介護報酬等の適正な取扱いやサービスの向上等の観点から、5年に延長するものであること。

なお、他の法令等により、保存期間の定めがあるものについては、それぞれの規定に従う必要がある。

5 業務の質の評価等 (条例第8条)

提供するサービスの質の向上を図るため、現行基準にある業務の質を自ら評価することに加えて、定期的に外部の者の評価を受けて、常に業務改善を図るよう努めなければならないものであること。

なお、定期的に外部の者による評価を受けることについては、福祉サービス第三者評価事業が有効な手段の一つであると考えますが、サービス第三者評価事業に限定するものではないこと。